

議案第46号～第56号

令和3年8月20日

令和3年9月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 46 号	鈴鹿市公告式条例の一部改正について……………	1
議案第 47 号	鈴鹿市手数料条例の一部改正について……………	7
議案第 48 号	財産の取得について……………	10
議案第 49 号	令和 2 年度鈴鹿市一般会計決算の認定について……………	11
議案第 50 号	令和 2 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について……………	12
議案第 51 号	令和 2 年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について……………	13
議案第 52 号	令和 2 年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について……………	14
議案第 53 号	令和 2 年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について……………	15
議案第 54 号	令和 2 年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………	16
議案第 55 号	令和 2 年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	17
議案第 56 号	令和 2 年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	18

鈴鹿市公告式条例の一部改正について
鈴鹿市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市公告式条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

市民の利便性の向上並びに事務の簡素化及び効率化を図るため、公告式の電子化のための規定整備等を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市公告式条例の一部を改正する条例

鈴鹿市公告式条例(昭和25年鈴鹿市条例第78号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(条例の公布)</u></p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、<u>その末尾に市長が署名しなければならない。</u></p> <p>2 条例の公布は、<u>市のホームページへの掲載、市役所前の掲示場への掲示その他の広く一般に知らせる方法として規則で定める方法により行う。</u></p> <p><u>(規則の公布)</u></p> <p>第3条 規則を公布しようとするときは、<u>公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u></p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して<u>その末尾に市長が署名しなければならない。</u></p> <p>2 条例の公布は、<u>本市役所構内の掲示場に掲示し、又は鈴鹿市公報に登載してこれを行う。</u></p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p>

2 前条第2項の規定は、規則の公布について準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

(市の機関の定める規則の公布等)

第5条 第3条の規定は、市の機関(市長及び教育委員会を除く。以下同じ。)の定める規則の公布について準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の名」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するもの公表について準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則若しくは市長の定める規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程により特に施行期日を定めることができる。

第4条 規則を除くほか市長の定める規程を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文・年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならない。

第5条 第2条第2項の規定は、議会の会議規則・傍聴人取締規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第4条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

第6条 規則又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鈴鹿市公告式条例の規定は、この条例の施行の日以後に公布し、又は公表する条例、規則及び市長の定める規程（公表を要するものに限る。以下この項において同じ。）並びに市の機関（市長及び教育委員会を除く。以下この項において同じ。）の定める規則及び規程について適用し、同日前に公布し、又は公表した条例、規則及び市長の定める規程並びに市の機関の定める規則及び規程については、なお従前の例による。

(鈴鹿市税条例の一部改正)

- 3 鈴鹿市税条例（昭和25年鈴鹿市条例第77号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、 <u>鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する</u> 掲示場に掲示して行うものとする。	(公示送達) 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は <u>市の公報に登載し、又は市役所の掲示場に掲示して</u> 行うものとする。

(鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

- 4 鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(降任、免職及び休職の手続) 第3条 略	(降任、免職及び休職の手続) 第3条 略

<p>2 略</p> <p>3 前項の書面の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を<u>鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する掲示場</u>に<u>掲示</u>することをもつてこれに替えることができるものとし、<u>掲示された日から2週間を経過したときに書面の交付があつたものとみなす。</u></p>	<p>2 略</p> <p>3 前項の書面の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を<u>本市役所構内の掲示板</u>に<u>掲示</u>することをもつてこれに替えることができるものとし、<u>掲示された日から2週間を経過したときに書面の交付があつたものとみなす。</u></p>
---	---

（鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正）

- 5 鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和31年鈴鹿市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する<u>掲示場</u>に<u>掲示</u>することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その<u>掲示した</u>日から起算して2週間を経過した</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項に規定する<u>掲示場</u>に<u>掲示</u>し、又は<u>鈴鹿市公報に登載</u>することをもつて通知に代えることができる。この場合においては、その<u>掲示し、又は</u></p>

日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	<u>登載した日</u> から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。
-------------------------------	--

(鈴鹿市都市公園条例の一部改正)

6 鈴鹿市都市公園条例（昭和43年鈴鹿市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(工作物等を保管した場合の公示事項等)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 法第27条第5項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）、鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項<u>の規定の例により</u>行うものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示事項等)</p> <p>第13条の2 略</p> <p>2 法第27条第5項の規定による公示は、前項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（工作物等が特に貴重なものであるときは、3月）、鈴鹿市公告式条例（昭和25年鈴鹿市条例第78号）第2条第2項<u>に規定する掲示場に掲示して</u>行うものとする。</p> <p>3 略</p>

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止するについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市手数料条例の一部を改正する条例

鈴鹿市手数料条例(平成12年鈴鹿市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第17 (第2条関係)				別表第17 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務 及び手数料の名称		手数料の 金額		手数料を徴収する事務 及び手数料の名称		手数料の 金額	
		計算 単位	金 額			計算 単位	金 額
略	略	略	略	略	略	略	略
				<u>9</u>	<u>個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の再交付(追記欄の余白がなくなった場合の再交付その他の規則で定める場</u>	<u>1件</u>	<u>800</u>
						<u>につき</u>	<u>円</u>

					合の再交付を除く。		
)に係る手数料		
<u>9</u>	略	略	略	<u>10</u>	略	略	略
～				～			
<u>16</u>				<u>17</u>			
備考				備考			
略				略			

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の内容 | 災害対応特殊消防ポンプ自動車 |
| 2 | 取得価格 | 47,960,000円 |
| 3 | 取得の相手方 | 三重県鈴鹿市岸岡町15番地の1
サン・インターナショナル株式会社 鈴鹿営業所
所長 坂下 裕一 |
| 4 | 取得の目的 | 中央消防署東分署に配備している災害対応特殊消防ポンプ自動車を更新し、消防力の強化及び充実を図るため。 |

提案理由

災害対応特殊消防ポンプ自動車を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この議案を提出する。

令和2年度鈴鹿市一般会計決算の認定について
令和2年度鈴鹿市一般会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和2年度鈴鹿市一般会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第50号

令和2年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

令和2年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和2年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第51号

令和2年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算の認定について

令和2年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和2年度鈴鹿市土地取得事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第52号

令和2年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
令和2年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて
認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和2年度鈴鹿市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第53号

令和2年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算の認定について

令和2年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和2年度鈴鹿市介護保険事業特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第54号

令和2年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和2年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

(決算書及び決算審査意見書 別冊)

提案理由

令和2年度鈴鹿市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要があるから、この議案を提出する。

議案第55号

令和2年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和2年度鈴鹿市水道事業会計剰余金を令和2年度鈴鹿市水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和2年度鈴鹿市水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。

議案第56号

令和2年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

令和2年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金を令和2年度鈴鹿市下水道事業剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，同会計決算を監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和3年8月20日提出

鈴鹿市長 末松 則子

（決算書及び決算審査意見書 別冊）

提案理由

令和2年度鈴鹿市下水道事業会計剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決が必要であり，同会計決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要があるから，この議案を提出する。